NEW
文化庁は、今後、著作権法を改正し、「電子出版権」を創設する検討に入った模様だ。電子書籍に関する出版社などの権限を強め、海賊版対策や電子書籍の制作・配信をしやすくすることを目的としている。。これは、超党派の国会議員と出版社、著作権団体関係者などから成る勉強会「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」（座長：中川正春衆院議員）の提言を受けてのもの。

　この勉強会は、4月4日、第7回会合を開き、電子出版に出版権を拡張し、現行出版権で許可されていない「再許諾」を可能とする条項に改正するなどの提言を了承した。今後、この提言を文化庁文化審議会に示し、6カ月以内の法案化や来年の通常国会での上程を促す。